

## 背景・必要性

- ▶ 緑地等の老朽化、陳腐化が進展。財政制約から公共による更新投資も限界
  - ▶ 他方、民間能力を活用して魅力ある賑わい空間としたいニーズが顕在化
- ⇒ 既存制度では民間投資を呼びこむための環境が不十分

【老朽化・陳腐化した港湾緑地の例】



## 改正内容

港湾緑地等において、**収益施設(カフェ等)の整備**と当該施設から得られる**収益を還元して緑地等のリニューアル**を行う民間事業者に対し、**緑地等の行政財産の貸付**を可能とする認定制度を措置



### 認定を受けた民間事業者に対する支援措置

- ▶ 緑地等の行政財産の貸付け(国有財産法等の特例)  
貸付け可能な行政財産の範囲拡大(建物所有目的の土地に加え、広場等のオープンスペースや海上構造物(釣り桟橋)等の貸付けが可能)
- ▶ 港湾区域内の占用等許可の特例  
釣り施設等の設置に必要な許可手続をワンストップ化

### 公共還元により整備する港湾施設の例(イメージ)



⇒ **民間活用の更なる推進により、水際線を生かした質の高い賑わい空間を創出**

# 港湾環境整備計画制度の手続きのイメージ①

港湾法における手続き  
(港湾管理者が実施)

港湾法における手続き  
(事業者が実施)

方針の整理、策定

- 長期構想等の上位計画等を踏まえた事業コンセプトの検討
- 民間活力による港湾緑地等の整備・管理の方針等を策定

事業発案・事業化検討  
に係る官民対話

- 事業手法や実施条件等を定めるにあたって、民間事業者から広く意見や提案を求め、対話を通して市場性の有無や実現可能性、アイデアを把握
- 事業者の参加意向や事業者がより参加しやすい公募条件を把握

事業者の選定

- 公募により民間事業者から提出された全ての提案の中から、最も優れた提案を行った事業者を選定

港湾環境整備計画の  
認定申請  
(法第51条)

- 事業者は、港湾の環境の整備に関する事業の実施に関する計画（港湾環境整備計画）を作成し、港湾管理者の認定を申請

認定に係る同意付き協議  
(法第51条の2第2項)

- 港湾管理者は、申請された計画に以下の緑地等が含まれる場合、国土交通大臣の同意を得なければならない

- ① 国有財産法第3条第2項に規定する行政財産である緑地又は広場
- ② その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第238条第4項に規定する行政財産である緑地又は広場

(次ページ)

## 港湾環境整備計画制度の手続きのイメージ②

